

第35回島根県総合開発審議会議事要旨

日 時 平成19年9月19日(水)

14:30~16:30

場 所 島根県職員会館多目的ホール

会長 皆さん、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第35回の島根県総合開発審議会を開催いたしたいと思います。開会に当たりまして、まず知事さんから一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

溝口知事 本日は、第3回目の総合開発審議会、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この審議会におきまして私どもが目指すべき島根県の中・長期的な発展の姿と方向について御議論をいただき、御提言をいただくこととしておるわけでございます。

島根の当面の大きな課題は財政を健全化することと、その中で産業の発展をやっていくことだということでございまして、財政の健全化につきましては、先週、私どもとしての中期的な健全化の案というものを作成をいたしまして公表し、議会でも審議を始められたところでございます。そういう過程の中で、私どもが皆さんから御注文を受けるところは、財政はそういうことだとして、島根全体の経済はどうなるのか、どう持っていこうとしているのかという御質問が非常に多いわけでございます。私どももそういうことを念頭に置きまして、この審議会におきまして中期的な総合発展計画をつくることで、いわば2つの作業を並行してやってきているわけでございますけども、財政の方は来年度の予算編成を控え、やや早目のタイミングとして進めなければならないわけでございまして、財政の健全化方針は10月の末に作成をする予定でございます。

それから、この審議会でご審議いただいております総合発展計画は、11月に中間的な基本構想についての発表をさせていただき、年度末に完成して公表するという段取りで進めさせていただいているわけでございます。そういう意味におきまして、両者は不即不離と申しますか、表裏一体の関係にあるものだと考えているところでございます。

そこで、本日は私の方から、10分ぐらい時間をちょうだいをしているようでございまして、この発展計画の背後にあると申しますか、あるいは不即不離の関係にある財政の健全化についての私どもの考えをちょっと御説明をさせていただければと思います。

それじゃあ、座りましてお話をさせていただきたいと思います。

お手元に財政健全化基本方針（案）というやや厚目の資料をお配りしております。この財政健全化基本方針は、私が知事になりましてから設置をいたしました改革推進会議の提言、あるいは議会からの提言、あるいは私どもの県庁の若手職員から出てまいりました提言、さらに手紙でありますとかEメールでありますとか、県民の方々からいろいろなところ、チャンネルを通じまして来た意見など、いわば総合的に私どもとしての判断を下して、私どもの考えとして提示をしているものでございます。

私は、こういう問題はそれぞれの立場、あるいは囲まれる環境等によってお考えは県民の間で区々でございます。そういうものをどうやってまとめれば、公平と申しますか、あるいは県の経済とバランスがとれたものになるかといったような判断を行政がして、それをお示ししているというものでございまして、まだ案の段階でございます。これからまた議会等の御意見も聞いて、修正もあり得るものでございますが、1ページ目をお開きになりますと、知事から県民の皆様へのメッセージということが書いてございます。その1に、鳥根県の財政は非常に厳しい状況にあり、財政健全化は待ったなしの課題となっておりますということが書いてありまして、これが一つのポイントでございます。

その後は、これまでに案に至る過程が書いてありますので省略はいたしますが、2ページをごらんいただきますと、5のところに、もちろん鳥根県自身は努力をしなければなりませんけれども、鳥根の財政は大きく国からの収入に依存しているわけでございます。県税の収入は財政全体の十二、三%でございまして、県税だけで財政の改革ができるものではございませんで、やはり地方間で格差がいろいろ出てまいっておりますから、国の地方全体に対する政策を見直していく、もう少し地方部の自治体に対する配慮を国がしていくということをや請する必要があるわけでございまして、これを今やっているところでございます。それが5でございます。

6といたしまして、今後の財政健全化の道のりは厳しいものでありますけれども、鳥根県全体の活力を失わせるものであってはならないわけでございまして、そのために産業の活性化、雇用の確保等のためにも、この審議会とは別に産業活性化戦略会議、あるいは雇用対策推進会議などで検討しておるところでございまして、いわばこうしたものを総合したものが総合発展計画になるわけでございまして、それを今、皆様に御審議をいただいているということでございます。

それで、10分でございましてのであんまり時間はありませんが、財政がどういう状況に

あるかというのが3ページの財政の現況の1に書いてございます。島根県では毎年度、収支不足が生じておりますということでございまして、その次のパラグラフに、今後も200億円台後半の収支不足が見込まれる状況でございます。今、県の積立金、預金のようなものでございますが、五百数十億あるわけでございますが、二百数十億の赤字が2年続きますと、これがなくなるわけでございまして、なくなっていきますと、これは財政再建団体ということになりまして、国の指導監督のもとに財政再建をいやが応でもしなきゃいかんということになるわけでございます。それは地方自治の大きな後退でありまして、それを避けなければならない、そういう状況にあるといった意味で、非常に危機的な状況にあるというのが私の見方でございます。

その次に、財政の状況が悪化した原因でございまして、一つは、先ほど申し上げましたように、県の財政は国からの収入に大きく依存しているわけでございますが、その大宗を占めます地方交付税が数年前から引き締めぎみになっておりまして、これが大きな影響を及ぼしているわけでございます。大体今申し上げましたように、毎年の赤字が二百数十億でございますが、平成16年に地方交付税の減額が行われたのが300億を超えるわけでございまして、この対比からも、国の影響というものは大きかったということが一つわかるわけでございますが、他方で、長年にわたりまして、やはり公共事業の拡大等に伴いまして、その財源を調達するための地方債の発行がふえて、公債の残高が非常にふえているということで、公債費が非常に大きくなっているわけでございます。

その財政の状況が5ページに書いてございまして、5ページの右下でございましてね、19年度予算の一般財源3,180億円の内訳とあります。一般財源と申しますのは借金の金とかを除いた現金の収入で、自由といいますか、県の判断で用途が決められるものでございます。それが5,000億を超える予算のうち3,000億強あるわけでございますが、それがどういうところに使われているかというのが右下でございまして、職員給与費に1,000億でございまして、一般財源の3分の1、残りの次の3分の1が公債費でございまして、この2つを合わせて3分の2の一般財源を使用しているということでございまして、残りの3分の1の中にも社会保障関係の、いわば義務的な経費等がございまして、政策経費として裁量の余地がそれでも、そう大きくはないわけでございますが、裁量の余地のある経費は400億弱、387億円でございます。それに対しまして財政の赤字が二百五、六十億でございますから、削減の金額、赤字の額はそう大きくはないわけでございますが、削減し得る余地が非常に狭まっているというところでございます。

そこで、具体的なところに入りますと、何をしようかということですが、10ページに書いてございます。10ページよりも、別に2枚紙で概要、財政健全化基本方針の概要という紙がございまして、ここに今後とるべき施策、あるいは基本的な考えが書いてございますので、そちらに移りまして御説明申し上げますと、この紙の一番上のところに基本的な考え方として、おおむね10年後において130億円規模の基金、先ほどの500億円あるという基金を130億円の規模で確保した上で収支の均衡を図ろうということが目標の一つでございまして、もう一つは、やはり待ったなしの状況でございまして、平成20年度から23年度までの4年間を集中改革期間として、この期間に集中した改革を行うことによって二百五、六十億ぐらいある赤字を50億ぐらいに減らそうということでございます。つまり8割方、今見込まれている毎年度の赤字を減らすようにしたいと、その後、さらに努力を続け、あるいはそれまでに行った効果が徐々に大きくなっていくということを通じまして、ほぼ10年後に特別な措置なくして均衡する状況に持っていきたいというのが私どもの今回の案でございます。

視点としまして5つ上げておりましたが、その次に具体的な施策がございまして、施策は大きく分けて3つに分かれているわけですが、一つは行政の効率化、スリム化、その中の(1)が総人件費の抑制ということでございまして、一般財源の3分の1を使用しています人件費の抑制をせざるを得ないということでございまして、定員の削減は現在、1,000人の削減を進めておりますが、これを今後10年間でさらに500人程度の追加削減を目標にしようということでございまして、それから手当の見直しを行う、それからウとして給与の特例減額を行うということでございまして、

給与の減額につきましては、既にここ数年、行わざるを得ないということでやってきておりますが、これは19年度までの措置として条例では認められておまして、20年から先を今回決める必要があるということでございまして、大変特例減額の期間が長くなり、職員の方々には心苦しいことではありますが、財政の現状からしてやむを得ないので、御辛抱願いたいというのが私どもの考えでございまして、集中改革期間の給与の特例減額を続ける一方で、特別職であります知事とか、あるいは部長等の幹部職につきましては、現行のカット率よりもさらに削減をするというのがその次に書いてあります。

それから、知事等三役につきましては、退職手当の見直しも行っているところでございます。18年、昨年12月に退職手当を16%ぐらい引き下げましたが、これを今般、さらに知事10%、副知事5%、出納長5%下げまして、昨年12月の水準からします

と25%、あるいは20%の削減になるということでございます。

それから、そのほか組織の見直しを行う、あるいは外郭団体の見直し、公的施設の運営のあり方等を見直すということがもう一つの課題でございます。

2番目の削減の項目としまして、事務事業の見直しということがあります。一般施策経費、公共事業費、経常経費等々、経費の性格に応じまして削減をするということがここに書かれているわけでございます。

それから、その次のページに参りまして、財源の確保ということも大事でございます、県税収入の確保、これは執行によります滞納の縮減などもございますが、将来を見渡しますと、課税自主権の活用ということが課題になっていると考えております。

それから、(3)にありますように、県有財産でも売却し得るもの、すべきものは売却等をしていこうということが3にも書いてございます。

以上言った施策を実行することによりまして、一番最後のページでございますが、4ページに改革後の財政見通しというのがございます。改革前、改革をしなかった場合には、先ほど申し上げましたが、上の表の3番目のところに年度末基金残高がございまして、22年度には基金残高がマイナスになる、つまり赤字になるということがありますが、それを改革をすることによって収支の改善を図るということでございます。収支の改善が20年度145から23年度には210億、それがずっと大きくなりまして二百数十億の規模に徐々に膨らんでいく、その結果、改革後の収支でございますが、下から2行目の収支のところにありますように、平成23年度を見ますと、260億でありました赤字が50億ぐらいに減るような見通しを立てておるわけでございます。そして、平成29年度、10年後でございますが、その欄の数字が三角からゼロになっているわけございまして、収支が均衡するようにするというございまして、この見通しは毎年見直していく必要がありますが、こんな見通しを前提にして改革の案を御審議をいただいているというところでございます。

若干時間をちょうだいいたしましたが、本日は、本審議会におきましては基本構想の部分につきまして事務局から原案としての文書をお示しをして御議論をいただくことになっております。何とぞ忌憚のない御意見をちょうだいいたしますようお願い申し上げます、冒頭のごあいさついたします。ありがとうございます。

会長 どうも大変ありがとうございました。

知事さんから、ただいまごあいさつにあわせまして財政健全化基本方針の概要について

御説明をいただいたわけでございます。今後の審議の中で、この点についても言及ないしは触れていきたいと考えております。

それでは、会議の成立について御報告をさせていただきたいと思います。

本日は、9名の委員さんが御都合によりまして御欠席でございます。現在14名の委員の方が御出席でございますので、審議会規則第4条の規定によりまして会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、早速会議次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、本日の主要テーマでございます島根総合発展計画基本構想編について、県の事務局から説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局（総合発展計画基本構想編について、資料1に基づき説明）

会長 大変ありがとうございました。

ただいま事務局から島根総合発展計画基本構想（案）の概略について丁寧に御説明をいただきました。

委員の皆さん、それぞれのお立場から御意見、御質問等、活発に御討論をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、ぜひ御発言をお願いします。

委員 それでは、失礼いたします。

これは、事前に郵送で資料を送っていただきまして、それをあらかじめ目を通させていたいただいておりました。この中で、ちょっと限られた時間というか、発言機会ですので、何点か本当は申したいことがあるのですが、大きく2点申したいと思います。

まず1つ目が、先ほど溝口知事おっしゃいます産業振興の分野に力を入れていくという部分につきまして、今回書いてありますこの内容で、具体的な手法というのはこれから恐らく、次の段階で出てくることと思いますが、今、都会と地方の格差のことはしきりに言われます。ですが、これはちょっと誤解をしている部分があるのではないかという意見を私、聞いたことがございまして、というのが、都会が伸びていて、地方が落ち込んでいるという現状ではないと。そうではなくて、都会も落ち込んでいて、地方も落ち込んでいる。都会の落ち込みように比べて地方の落ち込みようが大きいから、そう見えるだけなんだというお話を聞いたことがあります。

では、私たち地方に暮らす者なんですけれども、都会がなぜよく見えるのかというのは、これは実は対外的に、具体的にはアジア方面ですね、中国、韓国、東南アジアといった国との交易というか、そういうことをやっている企業があるところは伸びているということ

を聞いております。島根県にこのような対アジアというような貿易をしておられる企業というのがどれくらいあるか、私ちょっとわかりませんが、今回の計画の中にそういった国際化というようなことは若干触れてはあるんですが、産業振興の中でアジアに向けてどのような施策をとるのかということがちょっと見えてこないで、これから島根県の発展というものを考える中で、私はこの日本海を挟んで近隣国ということもありますので、欠かせない部分ではないかなと思ひ、一つ意見を述べました。

そしてもう一つ、これについては、ちょっとテーマ変わらして子育ての関係です。ページでいきますと15ページに子育てということで記載がございます。この中に、下から4行目、「少子化の大きな要因である」というところですね、「親となる年齢層の人口減少や未婚・晩婚化への対応が必要となっております」とあります。これは私、もっともだと思います。ですが、その次の、ページをめくりまして17ページ、こちらの方に男女共同参画、この中の下から2行目、「責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる」とあるんですね。この多様な生き方というものは、じゃあ果たしてどのようなものなのかといったときに、私は基本的に家庭、家族というのがまずベースだと思うんです。子育てとか人口減少とか、そういったものを解決するためのベースとしては、まず家族というものをやはり基本に置いて考えるべきだと。その際に父、母、子供という家族の構成という基本がまずあって、やっぱりそれをしっかりとすることが人口減少であったり子育ての問題を解決していく方法だと思うんですが、この男女共同参画の文章にあります多様な生き方という部分が、何か家族というものを否定するような考え方を持っているんじゃないかというように気がいたしました。

それと関連しまして、最後の方、24ページ、25ページの方、こちらの方についても、同じく少子化のこと、それから男女共同参画のことが書いてございます。少子化のことについては24ページの下から25ページにかけてあるんですけども、こちらについても、ぜひ家族とか家庭を軸としたとか、核としたというような表現を含めていただいて、その内容については、実はこれは(2)の「安心して暮らせるしまね」の実現というよりは、むしろ(3)の「心豊かなしまね」の実現に向けての分野ではないかなと思ひしております。

そして、逆に25ページの真ん中どこかにあります性別にかかわらず云々のこちらの文章ですが、これは最後のまとめが何か被害者への相談とか保護ということで、むしろこちらの方は(2)の「安心して暮らせるしまね」の実現に向けての分野ではないかなと思

います。

この25ページの性別にかかわらず云々という文章につきましても、ちょっと私、気になる文言はあるんですけども、ちょっと余り踏み込みますと、私の時間だけでかなり長くってしまいますので、以上でおきたいと思います。以上2点、御意見をさせていただきました。

会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかにございませんでしょうか。

委員 そうしますと、まず取り巻く情勢のところ、6ページの(4)番、この冒頭に「携帯電話の普及に見られるようにITは私たちの」となっていますけれども、携帯電話は通信手段でありますし、ITは情報手段であります。表現がちょっとマッチしていないなと思っていて、例えばこれを全部やめていただいて、家庭内へのパソコンの普及などに伴い、インターネットの利用も浸透してきておりというふうにつないだ方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから次に、その下の「一方、企業、特にサービス産業においてはITが十分に活用されていないことから」というふうに表現がされていますけれども、私の認識では、サービス産業においてITというのは相当活用されているというふうに私の中では考えていて、どういうデータがあってこういう有意な違いがあるのかというふうに記載をされたのかということがちょっと知りたくて、これは御質問でございます。

次に、14ページでございますが、健康・介護・福祉のところの介護の問題でございますが、このところに介護職場の現状について少し触れていただければというふうに思っております。つまりヘルパーの方、介護士の方、制度上の問題もございまして、なかなかこれだけでは食べていけないという現状もありまして、そういった厳しい環境があるということも言及していただけたらと、そういうふうに思っております。

それから、19ページの上から4行目のところですが、「住む地域に対する愛着や誇りを持つ人々の増加や地域活動の活性化が期待されています」というふうに表現がされておりますけれども、評論家的表現ではなく、主体的に表現をした方がいいだろうというふうに考えておまして、ほかにも何点かございますが、例えば言いかえるとすれば、「地域の方と協働で取り組むことが必要です。」と、こういうふうな表現にした方がいいんじゃないかなと思っております。

それから、続きまして第3章の21ページでございますが、基本目標の最初のところ

の6行目のところでございますが、「多様化するニーズに的確に対応した少量多品種生産が可能となる体制を築くなど、従来とは異なる戦略も導くことができます」というふうになってはいますが、ここの表現も主体的に直していただいた方がいいなと。具体的に申し上げますと、「県民と協働してつくることが必要です」みたいな表現ではどうかなというふうに思います。

それから、その下の一番最後のところですが、「地域で活躍できるよう、『若者を惹きつけ、若者が牽引する地域づくり』を目指します」というふうになってはいますが、このことに反対するわけじゃありませんが、若者を引きつけ、「それを中堅者といいますが、壮年者といいますが、が一体となって牽引する地域づくり」というふうな表現にさせていただくとありがたいなと思っております。

それから、次に22ページの「心豊かなしまね」のところで、下から4行目でございますが、「学校・家庭・地域社会が連携して教育力の再生に取り組む必要があります」という表現のところですが、ここのところにぜひ入れていただきたいのは、「島根県民全体の子供であるという認識に立ち、学校・家庭・地域社会が連携して」というふうな表現にさせていただきたいと思っております。

それから、次に第4章、取り組みの方向のところでございますが、「活力あるしまね」の実現に向けての最初の黒丸の産業振興の部分でございますが、ぜひ追加をいただきたいというのは、これに加えて、「さらに既存の高い技術を持った企業の技術力を再発掘し、売れるものづくりを支援していくこともやっていきます」というような、言葉の問題はありますけれども、ぜひ表現を入れていただきたいと思っております。なお、これは中小企業のところに記載をいただいてもいいかなというふうに思っております。

それから、3番目の丸の観光の関係ですが、ぜひ追加をいただきたいのは、県民が協働してこのことはやっていかなければならないと考えておまして、「県民みずからが我がとこ自慢セールスマンとしてインターネットなど、PR媒体をみずから使って発信していくことも必要です」というような、県民に向けてのメッセージを記載をしていただいてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

意見としては以上でございますが、26ページの上段のところ、総合発展計画は島根県全体、県民も含めて取り組まなければならないというふうに考えておまして、その中で、記載をしてもらうことは全く要りませんけれども、ぜひこの総合発展計画を執行していくためには、県の職員の高い能力を持った方々の協力を得ることが極めて重要だという

ふうに思っております、もし内部向けの文書を作成をされるということがあるとすれば、県職員の皆さん方の積極的な協力をいただき、それを一緒になって取り組んでいくという、そういうふうなところにも意を配っていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

広範な分野にわたってさまざまな御意見をいただきました。

引き続き御意見、どうぞお願いします。

委員 先ほど御説明いただきました資料の14ページ、15ページのところでございます。医療のところでは一番下の行ですけれど、「看護職員を多く配置している医療機関が有利となる診療報酬の改定」というふうに書いてございますけれど、多分去年の4月、診療報酬が改定されましたけれど、入院基本料の1.4対1看護、患者さん7人に対して1人の看護職員配置のことかなと思うんですけれど、実はこれを導入された経緯というのは、医療の安全を確保するというのが一番大きな目標だったと思います。そして、患者さんにいい看護サービスを提供するためには、やっぱりナースが患者さんを受け持つ数が少ない方がよりいい看護ができるということと、もう一つは働く人の労働条件を改善することが目的で、結果、そういう手厚い配置をしたときに診療報酬が高いということで、高いということだけが何かすごく強調されていて、これちょっと本末転倒しているんじゃないかというふうに思います。その結果、大病院では看護職員を大量に採用したということで、島根県内の看護師たちも県外に流出を大きくしたということがあります。県内では5つしか7対1看護はとっておりませんで、むしろ看護職員の働きやすい環境というところでは、もうちょっと県外流出をしないような病院の体制づくりというものがいいか。長年島根県は看護職員の流出県になっていまして、大都市に出ていくということは、それは何かということをやっぴりきちと押さえていかないと、福祉職場も含めて看護職の確保は大変難しいかというふうに思いますので、ちょっと御検討いただきたいことと、それから、去年の4月、隠岐病院でのお産ができないという状況がございましたけれど、産科医、小児科医の不足はもちろんですけれど、お産の現場では助産師さんがいます。正常分娩は本来、助産師でできる仕事ですので、助産師をもっと有効に活用するというか、助産師さんが安心して仕事ができる環境をつくってあげることが、子育ての支援の部分でも大変有効かなというふうに思っています。昔、地域で産婆さんというのは、その地域の家庭や子供さんを見守る役割をしていたかというふうに思いますけど、いろんな環

境変化の中で、助産師さんの活動の場が少なくなって、病院でお産をするという傾向になってきておりますが、もう一回地域へ帰るといふ、そういう政策というのでも大切かなというふうに思っていますので、ぜひ助産師の問題等を含めて御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

医療の問題に関する御意見でございますが、そのほかにございませんでしょうか。

委員 26ページのところに県民の総力を結集するということがありますが、先日、知事が奥出雲の方に出てきていただきまして、それを今、ケーブルテレビがすごく発達していて、あれを何日も何日も流されまして、ほとんどの雲南市民は見たと思いますが、今、世界遺産で機運がすごく高まっているときに、やはり知事、大変お忙しいと思いますが、直接対話の機会をやはり持たれると、こういうすばらしい文章を、はい、配り物ですというふうに出す一方で、知事がラフなスタイルで市民や県民と対話を持たれると、すごくやっぱり効果が違いまして、そういう機会はぜひこれからも、お忙しいと思いますが、ぜひ持っていて、こういうものを両面で進めていかれると、県民にすごく浸透しやすいんじゃないかと思っております。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ、どなたでも。

委員 失礼いたします。私からは3点お願いしたいと思っております。

まず1点目は、17ページの男女共同参画のところにはワークライフバランスという言葉をごんひ入れていただきたいと思っております。これから少子高齢化社会になるに至って、男女ともに年齢にかかわらず仕事と家庭のバランスをとって生きるということは、本当に重要なことだと考えます。ですから働き方の見直しですとか、県庁内にあっては男性の職員の方になるべく育児にかかわっていただくような方向をお願いしたいと思っております。

2点目は、20ページの基本方針、島根が目指すべき将来像という枠組みの中に、「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」、とても立派な文言だとは思いますがけれども、この島根のところにはほかの県を当てても不思議ではないという、辛口に言わせていただければ、今の時点ではオリジナリティーに欠けるというふうに思っています。かといって、それでは何がありますかと言われたら、今、案はないんですけれども、もう少し島根らしさを出すような言葉が何かあってもいいのかなというふ

うには考えております。

3点目は、全体を通しての意見です。大体こういうものを皆さんつくられますときに総花的になりまして、どれもこれも、あれも大事だ、これも大事だという感じになるんですけども、優先順位はつけなくてもいいと思いますけれども、私、公募委員になりますとき作文に書きましたのは、目標を長期、中期、短期というふうに3分して考えたらどうかということを書きました。すぐに解決すべき課題、中期的に解決すべき課題、長期でもう少し長いスタンスで考えるものというようなことをここにも少し書かないと、読んでいて、どれも大事なんだけれども、さて何から取り組むのという感じがいたしましたので、意見させていただきました。以上です。

会長 ありがとうございます。

委員 いろいろ意見が出ておりますので、全体の中で、私、感じたことを言わせていただきます。先ほど知事さんが大変、10年したら、もう黒のマイナスがないということで、ああ、10年間、みんな頑張らなくちゃという、逆に力をもらいました。

それで、この計画の中では、広く県民が目標を共有してということで1ページには書いてありまして、この共有するということがとっても大事、それが我々やら、先ほど委員さんのおっしゃっていらっしゃったように、協働で、ともに、一緒にやるという部分につながっていくんじゃないなと思っています。全体を見ますと、何々します。何々ありますとかいって、何か県がみんなあります、しますって、やってくださるのかなというふうな、ちょっと、うん、というような感じがして、これは今までの文章の中で、何とか委員会が出された文章はみんなこんなので、そのうち棚の上に上がっていたという過去の経緯がありますので、先ほどからお話がありますように、どこを、一番何をという分の順位は、全体が、これが順位だろうと思うんですが、1つずつこれから圏域ごとの市町村の話し合いの中で、具体で、県民とともに、そこの市町村民とともに協働でこういうことをやりましょうとか、やっていこうじゃないかとかというように言っていただくと、具体で県民みんなが、お金がないときは知恵出そうという力がついてくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、文章はできるだけ、私なんか、これいただいて読むのに相当時間がかかりました。それで、うちの職員にもいつも言うんですが、専門用語をだたら入れると、すごく立派な文章のような気分で、私の方の職員も書くんですが、せめて中学生か高校生ぐらいが読めるような文章にした方が、みんなわかるんじゃないのと言うんですが、なかなか

そこには行かないんですね。どうしても難しい文書を出せば、書いた者は自己満足というのがあるもので、もうちょっと、市町村におろしていく段階になりますと、かみ砕いた、やはり目標をきちっと見えるようにした文章にしていくと、協働してやらなければならないと思います。先ほどのいろんな具体のものが、その中に子育てやら、それから就労につながっていく文章になるかと思います。よろしくをお願いします。

会長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

そのほかに。どうぞ。

委員 6ページの情報化・科学技術の進展ってございますが、これは島根を取り巻く情勢の中で書いてあることなんですけれども、原動力となるナノテクノロジーとかバイオテクノロジーなどの技術革新が継続的に生み出される環境を整備するためという文面があるんですけれども、以前、島根県はナノテクノロジーとかということに大変力を入れておられたんですけれども、その結果とか、そういったことはどういうふうになっているのかなというふうに感じます。これは質問でございます。

そして、きょうこれを全部見せていただきましたけれども、本当にさまざまな分野が大変網羅してあるという感じなんですけれども、やはり県知事さんが言われるように、産業振興、これが私も一番じゃないかと思うんですね。島根がとるべき姿という、やはりこういったITとかナノテクとか、そういったところに力を入れて、もっと書くべきじゃないかなというふうには思うんですけれども、いかがでございますでしょうか。

会長 一つの御提案でございます。

そのほかに。

委員 今までいろいろの方がいろんな御意見をお話しになりました。私は、これを最初に読ませていただきましたときに、さすが政策企画局の皆様だと思いました。いろいろな分野に本当に触れてありまして、今、それがどうかというお話は出ていたんですけれども、やっぱり基本目標とか将来像というのはそういうものだろうと思います。私も委員さんがおっしゃったように、たしか応募の作文の中で、ほかの県名に変えてもどこでも通用するような計画ではつまらないということを書きましたし、今回の意見にもありましたけれども、ただ、そういう目標とか現状とかというのは、そう県によって大幅に違うということは余りないと思います。その中で私が期待しておりますのは、実は実施計画編の、これすばらしい案が載っておりまして、その部分でぜひ島根、らしさは何かという話が前回も出ましたけれども、島根独自のカラーを出していただきたいなと思っております。

きょう出ました意見は、いろいろなところで取り入れていかれると思いますけれども、今まであったものの見直しも含めて、実施計画編の方で、これも多分わかりやすくなりますでしょうし、いろいろな関連、国と、あるいは市町村との関連もとてもわかりやすく出てくると思います。

それともう一つ、一番最初のところで、これからの成熟した社会、あるいは一方、成熟化した社会という言葉が出ておりました、その後も成熟した社会という言葉が出ておりましたが、いわゆる成熟した社会というものをぱっと言ったときに、説明は書いてはあるんですが、皆様方、どういうイメージをお持ちになるのかなというのがちょっとひっかかっておりました、また教えていただきたいなと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

委員 これ、計画案見まして、読ませていただきまして、僕は大変よくできていると思っていますけども、どこでも通用するとか、鳥根県の県名を変えればどこでも通用すると、普遍的なものであるような気がします。大変よくできていると思っていますけども、一つだけ僕が思ったのは、経済のグローバル化ということで、経済だけが何かグローバル化とか、されているような感じで、人とか、そういう交流、外国人とのそういう人的交流のことが余りグローバル化、書いてないなあと思ひまして、できれば外国人の方が安心して住める環境をつくることによって、県民も安心して住めるようになるんじゃないかなということで、そういうものもちょっと追加していただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

事務局から、恐らく何か御意見があろうかと思ひますけれども、引き続き、どうぞ。

委員 失礼します。

7ページでございますが、環境問題や安全・安心の関心の高まりの項でございます。その分の一番最後に、「さらに、BSEや鳥インフルエンザ、輸入食品に含まれる人体に有害な化学物質など、食の安全に対する関心も高まっています」では、ちょっと生ぬるいじゃないかと思ひます。ここで賢い消費者になることが大切ですよというふうに変えていただいた方がいいではないかと思ひます。

それから、15ページでございます。医療のところでございます。その最後のところに、「また、平成18年には、「鳥根県がん対策推進条例」が制定され、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進に取り組むこととしています」と、せつかくこういうふうに書いてい

ただいてありがたいなと思いますが、がんは死亡率が第1位であるということ、そして難病研究所の主催で知事様も賛同していただいておりますが、島根は非常にがんに対する施策がまだ後進県ではないかと、大変失礼な言い方ですが、ですからがんの専門医の先生の養成とか、そして大変高いんですよ、医療機器が、そういうふうなものの買いも今度いたしますのに、今応募いたしております、皆さんに寄附をお願いをいたしておりますので、それに賛同していただきますようにと、一言つけ加えていただくと大変うれしく思っております。

本当に私も島根県では人口の減少、これが一番心に、私も本当に心配だなと思っておりますことと、若い人がこの島根を背負っていただく、そういう気概のあるところをもう少しどこかへ組み込んでいただきたいという気持ちでおります。よろしくお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。

医療問題で、がん対策に関する御意見をいただいたわけでございます。

委員 今回のこの基本方針等々を拝見いたしまして、前回の県の総合開発計画に私も若干参加させていただいた経緯もあるわけですが、今までと違うなという感触を持っています。それは、一つは各部門の計画、個別計画の例えば商工とか農林とか、整合性を持った形の中でこの総合開発計画が位置づけられたことは、非常にいいことだと思っております。

いま一つは、従来、言葉の上では立派なものが出ておりますのが、県民におりた場合には、説得できるような具体的項目が不足していたと思う。今回違う点は、財政の健全化計画という、知事さん御説明いただいた通り、具体的なものができておることからすれば、県民の皆さんも今までとはやっぱり違うなという、多分感覚を持たれると思います。当然財政健全化計画は、これは社会資本への先行投資をして、島根県の道路等がよくなったんだから、我々が当然払っていくべきものであり、年次計画を立てて、県民が理解して、協力して健全化の道筋をつけるべきだという認識を持っております。今の段階で知事さんが健全化計画を出され今回の計画の中で盛り込まれるということの評価します。

それからもう1点は、全世界でも日本でも、いわゆる自然環境、環境問題の位置づけというものが非常に大きくなっている中で、島根県も石見銀山の世界遺産登録、自然との共生という大きな切り口の中で知事さんが御努力されて、実現したわけで、この自然との共生面を歴史に学ぶような中で、きちんと打ち出しをしていただきたいと思います。

次に、取り組みの方向性の中で、26ページの県の基本姿勢ということがあります。具体的にはやはりこの計画を各界各層の組織、NPO組織とか、あるいは市町村が実現に向

けて一体的にやらなきゃいけないけど、県がやっぱり主体性を持ってリードしていただくということには変わりないと思うんです。具体的に財政健全化計画という、きちっとしたものが出ているので、加えて組織機構の改革が必要でないかと思う。私は率直に言って財政健全化計画の人員費を節約する前提として、やっぱり組織をどうするか、島根県の行政としてこういう方向で、こういう行政組織をつくりますよという方向性があれば更に説得力がでるのではと考えます。財政健全化計画と両輪の輪になる、逆に土台になる行政組織はこのようにしますという切り込みがあったら、さらに県民も納得して協力される姿勢が出るんじゃないかと。私は溝口知事さんになって県行政に非常にスピード感が出てきた。緊張感とスピード感が出てきたという、実は気がしております。この計画で具体的な次のステップというものが示されて、更に加速実現されて初めて県民皆さんが納得協力していただけたらと思っております。以上です。

会長 大変ありがとうございました。

計画を推進するための県の基本姿勢にかかわる大変重要な御指摘をいただいたというふうに考えております。

委員 済みません、島根総合発展計画基本構想（案）20ページ第3章将来像と基本目標のところですが、先ほど各委員さんがおっしゃってました県民の皆様と目標を共有するという項目がとっても大事だと思います。県民総力の結集、21ページの上の3行目、「様々な主体の協働による総力の結集」が、わかりにくい言葉ですので、「県民の協働による」とか、26ページに書いてあります、「県民、企業、NPOなどの幅広い協働による」と、県民をその気にさせる文章にしていただけたらと思います。

島根の強みと項目に書いてありますが、具体的に文章からは読み取りにくく、島根はここがすごい、いいところだとたくさん書いてあるといいと思います。

それで、ちょっと思い出したんですが、皆さん島根県民歌って御存じですね。私は、学生のころ、よく歌っていました。すごく自然豊かな歌詞です。新しい島根県をアピールする県民歌。島根県はすばらしいと世界に発信できる応援の歌をぜひつくっていただけたらと思います。以上です。

会長 ありがとうございました。大変ユニークな御提案でございます。

委員 特にはないわけでありませぬけども、よくまとめられたなという気がいたしておりますが、そういう中で、先ほどからも御意見がありますけども、特にこの計画を推進するに当たっての県の基本姿勢、これを明確にこういうふうに打ち出されておるといのも一

つの、時代が時代ですけども、特色だなあというふうに思いますし、それから、先ほど御意見もありましたが、基本構想の中ですから、そうたくさんはないんですけども、あえて横文字を使って、しかもそれも欄外に注書きをしなければいけないのかなという、中には、それは横文字でないと表現できないものはあるんですけども、例えば17ページのドメスティック・バイオレンスというのは、注にありますように、日本語で書いて、そのままずばりで私はいいいんじゃないかな、いろんな方がこれを見る計画なわけなので、いかがなものかなという気が、今からもいろんなところへ出てくるかもしれませんが、ちょっとそういう気がいたしました。以上です。

会長 ありがとうございます。

ほぼ皆さんから御意見をいただいたわけですが、さらにという方があれば、お一人かそこらお受けしたいと思いますが、ございませんか。

それでは、大変貴重な御意見を多数いただきましてありがとうございました。この基本構想案につきまして、各方面から多様な御意見をいただいたというふうに思っております。ここで全部をまとめるということは、この段階ですということはいたしませんけれども、例えばアジアに向けた産業振興にかかわる国際取引の位置づけをどうするのかというような視点とか、それから、これは非常に大きな価値観にかかわるお話だと思いますけれども、人口減少その他、県民の生活の基本を考えるときに、家族というもの、家族の価値、アメリカあたりでは非常に重視されているというふうに伺っておりますけれども、こういったものを基本に置く必要が、視点として置く必要があるんじゃないかという御提案です。

それから、いろんな表現が主体的なものになっていなくて、第三者、評論家的と受けとめられるような表現が多々見受けられるということでの改善要望ということでございます。

それから、医療の問題について申し上げますと、7対1看護の問題ですね、具体的な御指摘がございましたけれども、これの位置づけ、余りにも経済的な視点からのみのとらえ方というのは、一面的に過ぎるのではないかというようなこと。

それから、ここでこうして審議しております県の考え方、政策、これを県民の皆さんの理解を得ながら共感を広めていく、そのためには知事さんが直接対話を進めていかれるということが非常に重要ではないかという御意見でございますね。これも大変貴重な御提案かと思えます。

それと、男女共同参画に関連しまして、先ほどの御意見にもございましたカタカナ語の多用をさけるということに抵触するかもしれませんが、ライフワークバランスということ

が最近言われているわけでございますけれども、そういった視点、観点、これが取り入れられるべきではないかというようなことがございます。いわゆる県のオリジナリティーということについて、2つの、双方の観点がございますして、スローガ的な将来像を取りまとめた文章がどこの県でも通用するというような、そういう特色のないものになっているという嫌いがあるという御意見と、そもそもそういうものというのは大部分が共有、共通的な性格を持っているということからすれば、そういうものではないかと、そういう中で具体的な施策の場面で島根らしさということを明確に打ち出していくというようなことが現実的というような御意見もいただいたということがございます。

それと、県のこれからの進むべき方向について、こうして審議会で議論しているわけでございますけれども、具体的に県民の理解を得る上で、財政健全化計画が極めて明確に打ち出されたというようなこと、それにあわせて組織の整備というようなことについても十分に提示をして、両方あわせて提示をするということが県民理解、協力を得るためには非常に重要ではないかというようなことが指摘としてあったということがございます。

それから、産業振興とかかわる話でございますけれども、これまで県の産業振興の柱になっていたナノテク重視、これが相当の力を入れて取り組まれてきたわけですが、その成果をどう評価し、またこれをどう引き継いでいくのか。委員さんの御意見では、IT、ナノテクノロジー、こういったものは島根県にふさわしい産業振興分野だろうということで、これをもう少し伸ばすというような考え方をとってはいかがかというようなことでございます。

それから、経済のグローバル化ということの指摘がございますけれども、もう少し人の交流、人づくりの場面での国際化、国際交流、こういう視点も必要ではないかということでございます。これは基本構想の中でも若干触れられているというふうに思われますけれども。それとがんの予防の問題、これについては具体的にがんの専門医をどう養成していくのか、この計画をより具体的に進めていく上での取り組みをもっともっと強化していただく必要があるというような御提言もございました。

それと、県のこういった考え方を県民に理解していただく上で、いろんな県の特徴等を盛り込んだ県民歌のようなものをつくって、これを普及してはどうかというようなことがあったということがございます。

そのほか文章表現上のさまざまな御意見をいただいたわけでございますけれども、こういうようないろんな意見につきましては、事務局におかれまして、ぜひ十分に御検討いた

だいて、基本構想の最終案に反映をしていただくということにさせていただきたいと思えます。そして次回の審議会では、その案をもちまして中間取りまとめとして知事さんへの報告にしたいと思えますし、また、幾つか直ちにでもお答えいただけるような質問もございましたけれども、もし可能であれば、最後の知事さんからのごあいさつの中ででも触れていただけたらとあれば触れていただくということにさせていただきたいと考えております。

それでは、次に島根総合発展計画の実施計画編、それから県民満足度調査、それとパブリックコメントの結果について、一括して事務局から説明をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

事務局（島根総合発展計画実施計画編、県政県民満足度調査の結果、パブリックコメントの結果について、資料2, 3, 4に基づき説明）

会長 どうも大変ありがとうございました。

それでは、先ほど御審議をいただきました基本構想、これを具体化するものとして、今後、実施計画、これを検討していくということでございますけれども、ただいま御説明いただきましたように、ここで資料2で示されているようなフォームに沿って具体案を作成をし、審議をいただくということになろうと思えますし、また、これを審議をしていただく基礎になる資料として、県民のニーズ調査、満足度調査、この結果をそれに反映をします。先ほどどれが重要で、どれがそうじゃないのか、そうじゃないものはないんだろうとは思いますが、やはりどうしても重要度には違いがあるのではないかというようなことの御指摘もございましたけれども、そういったものを判断しながら、具体的な施策の策定、または執行に当たっていかなきゃいけない、そういうときにこの満足度調査の結果を十分に踏まえるということが必要ではないのかというふうに考えております。

ただいま御説明をいただいたわけですが、この件について何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員 この実施計画のフォーマットといいますか、これはこのままではないと思うんですが、私はぜひ取り組んでいただきたいのが、この取り組みをされた後の結果の欄をあらかじめ設けておいていただいて、その結果というものをやはり検証していく作業というものを欠かさずにしていただきたいと思います。4年後、平成23年度に、結果、こうでしたということは、数値的な目標を掲げれば出ると思うんですが、それをそれで終わらせるだけでは、もちろん県政としてうまくいっているとは言えないと思えますし、また、目標

を達成していないということは、これは県としての取り組みがまずいということだけではなくて、これは県民、我々がどのような形をとれば、これがさらに上を向いていくのかという、また次の協議につながっていくと思います。決して県政の批判という形で数値を出すということではないということをお了解いただいた上で、そのようなことをぜひしていただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

計画を立てて、それを実施していくからには、その結果についてきちんとした評価をして、次の計画に反映をさせていくというようなことでPDCAを回していく必要があるという御指摘でございまして、当然、県としてもお考えではあるだろうと思いますが、今直ちにここでお答えをいただくということにはしないでおこうと思います。そのほかに何か御質問はございませんか。

それでは、ないようでございますので、ただいまいただきました御意見については、今後、県としての事務局での検討に反映をしていただきたいというふうに考えております。

以上で本日の審議を終わりにしたいと思います。これまでの審議の中で、県、事務局の皆さんの中からもいろいろ、直ちにでもお話をしたいというような内容もあったのではないかと思います。知事さん、ないしは局長さんでもよろしいですが、何かございましたらお願いしたいと思います。

溝口知事 大変いろいろな意見、さまざまな角度からいただきまして、私どもにとりまして大変参考になるところであります。

幾つかございまして、大事な話といたしまして、わかりやすく、また難しい説明ではなくて、あるいは翻訳語でなくてというような御指摘ございましたが、それはそのとおりでございまして、なるべくわかりやすいものにしていきたいと思っております。

それから、個別の記述につきまして、医療でありますとかITでありますとか、いろいろな御指摘がございましたので、そこら辺、よく注意してまいります。

それから、政策の記述として、産業振興といった重要な問題について、もう少し詳しく書いた方がいいとか、あるいは県民との協働ですね、そこを強調した方がいいとか、あるいは主体的な表現で書くべきだとか、いろいろございました。私どももそういうことに心がけて、もう一度よく見直してみたいと思っております。

それから、基本構想とちょっと離れますけども、私どもに対する御意見、御注文もございました。対話をこれからもどんどんやったらどうかという御意見、あるいは行革の関係

ございましたが、これは行革推進本部というのを財政の健全化の基本方針を発表いたしましたときに立ち上げまして、具体的に何をするかというのは、その場で県庁としても取り組んでまいりたいと思っております。

それから、改革推進会議は引き続き存続をいたしまして、小委員会の専門委員会のようなものを設けたりいたしまして、行革でありますとか、いろいろな外郭団体の問題でありますとか、そういう問題につきましては、さらに具体的な検討を進めたいと思っております。

それから、新しい県民歌、これも、おもしろいと言っては失礼ですが、アイデアでありまして、そういうこともどういうふうにしたらいいか、考えてみたいと思います。

本当にいろんな角度から御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。